

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

労働保険番号	24101014450000000000
	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	9010001146923

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
労働者派遣業		エムシーパートナーズ株式会社 茨城オフィス		(〒314—0116) 茨城県神栖市奥野谷 8073 番 (電話番号：0299 - 97 - 0590)				2025 年 4 月 1 日から 1 年間			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
					1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)				
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
	① 下記②に該当しない労働者	決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため	事務関係業務	5 0	7 時間 45 分	8 時間	8 時間 15 分	45 時間	360 時間	起算日 (年月日) 2025 年 4 月 1 日	
		機械設備等の緊急の修繕、定修時等の業務、コンピュータ処理業務等の不時の作業に備えるため	現業関係業務	4 9	7 時間 45 分	8 時間	8 時間 15 分	45 時間	360 時間		
		予測できなかった実験状況の変化に伴う実験時間の延長、及び他部門との連携上早期にとりまとめが必要なデータ整理、文献調査等の業務のため	研究関係業務	7	7 時間 45 分	8 時間	8 時間 15 分	45 時間	360 時間		
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日の日数及び終業の時刻		
	決算事務、精算事務、生産管理等、不時の執務作業に備えるため		事務関係業務	5 0	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		その月の土曜日の日数		原則 8:30～17:15 ただし業務繁忙、緊急事項発生の場合 は 0 時～24 時まで勤務可能		
	機械設備等の緊急の修繕、定修時等の業務、コンピュータ処理業務等の不時の作業に備えるため		現業関係業務	4 9	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		その月の土曜日の日数		原則 8:30～17:15 ただし業務繁忙、緊急事項発生の場合 は 0 時～24 時まで勤務可能		
	予測できなかった実験状況の変化に伴う実験時間の延長、及び他部門との連携上早期にとりまとめが必要なデータ整理、文献調査等業務のため		研究関係業務	7	土・日・祝日・国民の休日・他会社が指定した日		その月の土曜日の日数		原則 8:30～17:15 ただし業務繁忙、緊急事項発生の場合 は 0 時～24 時まで勤務可能		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年4月1日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
予算・決算関連業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応、業務期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	事務関係業務	50	15時間		6回	99時間55分		25%(*)	720時間		25%(*)
機械装置の突発的故障修理への対応業務、原材料及び製品バランスへ影響のある突発トラブルへの対応業、事故・災害への対応、プロジェクト業務におけるピーク時対応、その他臨時に対応が必要となる業務	現業関係業務	49	15時間		6回	99時間55分		25%(*)	720時間		25%(*)
期限の迫った重要な社外対応（顧客、行政機関等）その他臨時に対応が必要となる業務	研究関係業務	7	15時間		6回	99時間55分		25%(*)	720時間		25%(*)
						(*) 但し、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合の割増賃金率は25%、60時間を超える場合には割増賃金率は50%（法定・法定外ともに休日労働は35%）					
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑤ ⑨	(具体的内容) ①対象労働者への医師（産業医）による面接指導の実施 ⑤対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じ健康診断を実施 ⑨産業医等による助言・指導を受け又は労働者に産業医等による保健指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 3月 17日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 茨城オフィス（派遣スタッフ）
氏名 柳谷 淳子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される労働基準法第41条第2号の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

2025年 3月 17日

鹿嶋 労働基準監督署長殿

使用者 職名 茨城オフィス チーフ
氏名 根本 博康

